電子処方箋利用方法解説動画補足資料(医療機関向け)

令和5年9月1日 1版



本資料は電子処方箋の利用方法を解説した医療機関向けの動画『電子処方箋利用方法解説動画(医療機関向け)』の補足資料です。動画の各シーンに合わせた補足説明や参照資料の紹介をしているので、動画本編と併せてご利用ください。

https://youtu.be/alvAozT0mL8

【P.2】処方箋の発行形態による 利用の流れや参照できる情報の違い

【P.3】本人/資格確認方法による違い

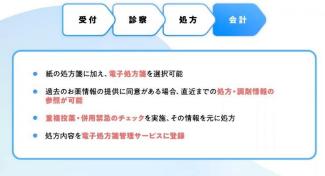


処方箋の発行形態(電子処方箋と紙の処方箋)の違いを 説明 患者の本人確認/資格確認方法(マイナンバーカードによる 受付と健康保険証による受付)毎に、薬剤師が参照できる 情報を説明

【P.4-6】 電子処方箋導入後の一般的な業務の流れ



【P.7】電子処方箋導入後の業務における ポイント/その他参考資料



電子処方箋導入後の薬局の一般的な業務について、受付から調剤の登録まで一連の流れを説明

電子処方箋導入後の業務の変化におけるポイントを説明

処方箋の発行形態による 電子処方箋の利用方法や参照できる情報の違いについて

処方箋の発行形態(電子処方箋と紙の処方箋)毎に、業務の違いや登録するテータ等を紹介します。

グレー字:動画ナレーション抜粋

■電子処方箋サービスからの情報取得



- 処方箋の発行形態は電子処方箋対応の医療機関でのみ選択可能です。
- 発行形態を電子処方箋にした場合、調剤を受ける薬局も電子処方箋に対応している必要があります。

■利用可能な機能・データ送信



- 処方箋の発行形態を問わず、電子処方箋管理サービスの各機能は利用可能。
- 処方内容データの送信は発行形態を問わず必要。

■電子署名の要否



- 電子処方箋では調剤情報を電子処方箋管理サービス に送信する際にデータが原本となるため電子署名が必 要。
- 紙処方箋の場合、処方内容データに電子署名は含まれない。

本人/資格確認方法による違い

患者の本人確認/資格確認の方法(マイナンバーカードによる受付と健康保険証による受付)毎に、薬剤師が参照できる情報の違い等を紹介します。

グレー字:動画ナレーション抜粋

■電子処方箋管理サービスの利用



• マイナンバーカード、健康保険証のいずれの場合でも受付時の資格確認方法を問わず、電子処方箋管理サービスの機能は利用可能。

■過去のお薬情報の参照



・ マイナンバーカードによる受付の場合のみ、患者の同意によって、従来のレセプト情報を元にしたお薬情報に加え電子処方箋に対応する医療機関・薬局で登録された直近までの処方・調剤情報や特定検診情報などの参照が可能。

電子処方箋導入後の一般的な業務の流れ 1/4

患者がマイナンバーカードによる受付を行い、電子処方箋を選択したケースについて、一般的な業務の 流れに沿って紹介します。

グレー字:動画ナレーション抜粋

■顔認証付きカードリーダーによる本人確認



• 受付時、患者はマイナンバーカードを用いてオンライン資格確認の仕組みを使い、顔認証付きカードリーダーによって本人確認を行います。

■過去のお薬情報の提供への同意確認



- 患者が同意することで、医師・歯科医師は過去の処方情報や調剤情報の参照が可能になります。
- マイナンバーカードを用いた患者からの閲覧同意が必要なため、処方箋や健康保険証の受付では処方・調剤情報の参照はできません。

■処方箋の発行形態選択



- 患者が処方箋発行形態を選ぶ方法としては、顔認証付きカードリーダーで患者自ら選択する方法(マイナンバーカード持参の場合のみ)の他、窓口や診察室で職員/医師が患者に口頭で確認する方法等があり、医療機関の運用に応じて自由に選択可能いただけます。
- ただし、どの方法であっても、医師が処方箋を発行する際に患者が選択した処方箋の発行形態を確認できるようにしてください。

(続き)

グレー字:動画ナレーション抜粋

■過去のお薬情報の参照

お薬情報を参照できる期間の違い



- 患者がマイナンバーカードによる受付を行い、 過去のお薬情報の提供に同意している場合、過 去に処方・調剤された薬剤を確認することがで きます。
- 閲覧期間については、患者がマイナンバーカードによる受付を行い、薬剤情報の閲覧に同意した後、24時間以内です。

■重複投薬等チェック





- 電子処方箋管理サービスでは、患者の同意有無 に関わらず、重複投薬、併用禁忌のチェックを 行います。
- 医療機関では、処方内容を確定するタイミングでチェックが行われる仕様となります。 ※任意のタイミングでのチェックも可能です。
- 重複投薬であっても意図的に処方する場合は、 処方意図の記載をすることで薬剤師への共有が 可能です。

※ 補足

- 重複投薬:チェック日当日に服用中の薬剤と、新たに処方・調剤する薬剤の成分情報を突合し、重複がないか確認します。(そのため、同じ成分の薬剤についてもチェックを行うことができます。)
- 併用禁忌:医薬品の添付文書の相互作用欄で「併用禁忌」とされているかどうかを基準として、チェック日当日に服用中の薬剤と新たに処方・調剤する薬剤が禁忌にあたらないか確認します。



電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックの概要について

https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001125369.pdf



(続き)

グレー字:動画ナレーション抜粋

■電子署名・調剤情報データ送信



- 電子処方箋を受け付けた場合、従来の記名・押印に代わり、電子的に署名します。 電子署名方式として物理カードを用いた署名方式、物理カードを用いない署名方式のどちらかを選択いただくことができます。
- ※ いずれの方式についても、HPKI(保健医療福祉 分野の公開鍵基盤)の仕組みを活用するため、 事前にHPKIカードの発行申請が必要です。

■会計



- 患者は、マイナポータル上で処方内容や引換番号を確認できるようになりますが、マイナポータルを利用できない場合等も考慮し、処方内容(控え)は一律でお渡しください。
- ※ 患者が希望された場合、紙以外の媒体(メール、 FAX等)で提供いただくことも可能です。
- 発行した電子処方箋を紙の処方箋に変更する場合は、電子処方箋管理サービスに登録した電子処方箋の取消処理を行った上で、紙の処方箋を発行してください。(紙の処方箋から電子処方箋に変更する場合も同じです。)
- ※ 処方内容(控え)を既に患者に渡している場合 は回収してください。

■調剤結果の取り込み



- 患者の同意有無に関わらず、処方元の医療機関であれば、発行した処方箋に対する調剤結果 (疑義照会反映後)を参照・取込することができます。
- 疑義照会を通して、処方内容と異なる内容で調剤された場合でも、現行運用同様、処方箋自体を書き換えるわけではないため、医療機関側が電子処方箋管理サービス上のデータを修正する必要はなく、電子カルテシステム上の修正だけで構いません。
- 重複投薬等チェック等においては、薬局が電子 処方箋管理サービスに送信した調剤結果のデー 夕を活用することになります。



HPKIカードについて(Q&A)

https://iryohokenjyoho.servicenow.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010030



電子処方箋導入後の業務におけるポイントとその他の参考資料の紹介です。

■電子処方箋導入後の業務におけるポイント

受付 診察 処方 会計

- 紙の処方箋に加え、電子処方箋を選択可能
- 過去のお薬情報の提供に同意がある場合、直近までの処方・調剤情報の 参照が可能
- 重複投薬・併用禁忌のチェックを実施、その情報を元に処方
- 処方内容を電子処方箋管理サービスに登録



電子処方箋に係る運用について

https://iryohokenjyoho.servicenow.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010026



<その他参考資料>



電子処方箋ポータルサイト

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm





薬局向け オンライン資格確認・電子処方箋クイックガイド

https://www.iryohokenjyohoportalsite.jp/download/docs/quickquide_pharmacy_denshi.pdf





病院・診療所向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル

https://www.iryohokenjyohoportalsite.jp/download/docs/unyou_manual_pharmacy.pdf





電子処方箋に関するよくあるお問い合わせ(FAQ)

https://iryohokenjyoho.servicenow.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010024





運用開始におけるよくある勘違い

https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001099005.pdf

